

# 能美市町内会等除雪作業委託費補助金交付要綱

平成17年2月1日

告示第107号

改正 平成30年9月21日告示第114号

(目的)

第1条 この告示は、降雪時における生活道路交通の確保及び市民生活の安定を図るために、町会又は町内会（以下「町内会等」という。）が実施する除排雪の作業に対し、毎年度予算の範囲内において、市が補助金を交付することに関し必要な事項を定めるとともに、補助金の交付に係る事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(補助金交付対象事業及び範囲)

第2条 補助金の交付対象は、町内会等で機械による除雪作業の委託を行った場合に、経費の50パーセントを予算の範囲内において補助する。

(補助金の交付申請)

第3条 町会長又は町内会長（以下「町内会長等」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号により速やかに市長に補助金交付の申請を行うものとする。

(完了報告)

第4条 町内会長等は、除雪作業が完了したときは、様式第2号の完了報告書を速やかに市長に提出するものとする。

(額の確定)

第5条 市長は、完了実績報告書に基づき内容の審査及び現地確認等を行い、除雪の成果が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額が確定したときは町内会等に対し様式第3号により通知するものとする。

2 補助金の額は、第2条に定める補助率を乗じたものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の請求)

第6条 町内会長等は、確定通知を受理した後、様式第4号により市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、請求書に基づき補助金を交付する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の町内会除雪作業委託費補助金交付要綱（平成13年12月1日根上町要綱）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年9月21日告示第114号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第91号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

能美市長

あて

町会長又は町内会長

㊟

除雪作業委託費補助金交付申請書

下記のとおり、除雪作業委託を実施したいので、補助金の交付を申請します。

記

除雪路線 別紙図面（添付のこと）

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

能美市長

あて

町会長又は町内会長

印

完了実績報告書

年 月 日付で補助金の交付申請を行った除雪作業が完了しましたので、町内会等除雪作業委託費補助金交付要綱第4条の規定により報告いたします。

- 添付書類
1. 除雪路線図
  2. 状況写真（作業前・作業中・作業後）
  3. 作業日報
  4. 除雪作業委託費 円
  5. 業者の請求書（写し）  
（支払いが完了次第、業者の領収書の写しを提出のこと。）
  6. 除雪作業受託業者名

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

能美市長

町内会等除雪作業委託費補助金交付決定及び確定通知書

さきに申請のあった町内会等除雪作業委託費補助金につき次のとおり決定したので、町内会等除雪作業委託費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

補助金額

円

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

能美市長 あて

町会長又は町内会長

㊟

補助金請求書

年 月 日付、 第 号で補助金の額の決定通知があったので、町内会等除雪作業委託費補助金交付要綱第6条の規定により下記金額を請求いたします。

記

請求金額 円